

2014年5月15日

厚生労働大臣 田村憲久 様

いのちとくらしを守る熊本ネットワーク

代表 榎本 光男

上田たか子

久保田俊平

介護保険制度の改善を求める要望書

《要望理由》

介護保険制度は、制度スタートの時から、保険料だけはほぼ強制的に徴収しながら、十分なサービスが提供できないのではないかと、「保険あって、介護なし」が心配されてきました。その後、2011年の介護保険法改正、2012年4月の介護報酬の見直しなど、様々な形で、制度の見直しがされてきましたが、国の財政負担を減らすことが根本にあるために、持続可能な制度と言いながら、実際的には「保険あって介護なし」をより深刻にするものでした。

高齢者は、年金がどんどん減らされる中で、制度改正のたびに保険料が引き上げられ、サービス量を抑えるために、様々な利用の制限が設けられ、特別養護老人ホームの待機者は熊本市内だけでも2000人を超えています。在宅も施設も、現場は大変です。

現状を高齢者の立場に立ち、改善して行くためには、制度開始の時に引き下げられた国庫負担を引き上げ、保険料や利用料の負担を軽減するとともに、介護ニーズに沿ったサービス提供の拡充を図ることが必要です。

《要望項目》

1. 高額介護サービス費の利用者負担上限額を超えた自己負担の償還払いをやめ、現物給付とすること
2. 要支援者に対する介護保険サービスの切り捨て、市町村の地域支援事業への移行をやめ、要支援者のニーズに対応する総合的な対策を立てること。
3. 特別養護老人ホームの入所対象者を「原則要介護3以上」に狭めず、「要介護1以上」とし、施設介護を必要とする人の追い出しをしないこと
4. 特養ホーム待機者の状況等を踏まえ、特養ホームの大幅な増設を行うこと。
5. 高齢者が安心して、住み慣れた地域で生活できるように、地域包括ケアシステムに対する公的責任を明確にし、必要な環境整備を進めるとともに、地域包括ケアシステムを市町村が構築していく上で地域間格差が生じないよう財源等の支援を行うこと。
6. 介護保険料滞納者に対する給付制限（3割負担、償還払い）を行わないこと。
7. 生活保護となった人の過去の介護保険料滞納分については減免すること
8. 払える保険料にするために、国庫負担を大幅に増やすとともに、低所得層の保険料負担の軽減策の充実をはかること。

以上